

360. 自家用電気工作物の電気事故報告

自家用電気工作物の電気事故報告の種類、時期、提出先(原子力発電設備を除く)

〈事故の種類〉

・感電または破損事故、電気工作物の誤操作などにより人が死傷(※1)した事故

・電気火災事故(※2)

・破損事故または電気工作物の誤操作などにより公共財産に被害を与え、道路、公園、学校など公共施設やその工作物の使用を不可能にさせた事故または社会に影響を及ぼした事故

主要電気工作物の破損事故
 ・出力90万kW未満の水力発電所、火力発電所の発電設備(※3)(1000kW未満のガスタービン、1万kW未満の内燃力発電所を除く)、出力500kW以上の燃料電池発電所、太陽電池発電所および風力発電所、電圧17万V(構外へ伝送しない変電所は10万V)以上30万V未満の変電所(※4を除く)、電圧17万V未満の送電線路(直流のものを除く)、電圧1万V以上の需要設備。上記を超える出力または電圧のもの並びに電圧17万V以上の直流送電線路、※4のもの

・電気事業者に供給支障を発生させた事故
 ・ダムによって貯留された流水が洪水吐から異常に放流された事故

※1: 死亡または病院、診療所に治療のため入院した場合 ※2: 工作物にあつてはその半焼以上の場合 ※3 発電設備: 発電機、原動力設備、電気設備の統体をいう ※4: 容量30万kV・A以上もしくは容量30万kW以上の周波数変換機器または出力10万kW以上の整流器を設置するもの

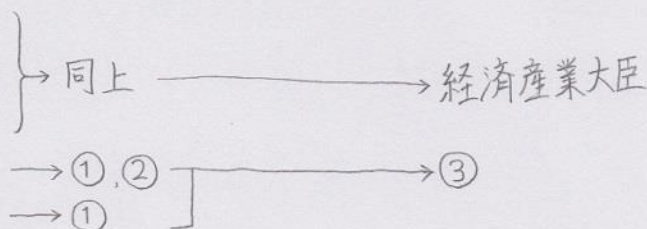
※5: 汽力、コンバインドを原動力とする1000kW未満の発電設備(ボイラーに係るものを除く)

〈報告の時期〉

① 事故の発見を知った時から48時間以内で可能な限り速やかに、事故発生日、時、場所、電気工作物、事故の概要について電話等の方法により行う ② 事故の発生を知った時から起算して30日以内に所定の様式で報告所を提出する。ただし、主要電気工作物の破損事故の水力発電所、※5のもの及び原因が自然現象の変電所・送電線路であるものは①のみでよい

〈提出先〉

③ 電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長



事故報告の目的は、電気事故を分析して、再発防止に役立てるため



事故は起こしたくないけれど

